

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
平成28年2月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500148 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500058 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 35 年 4 月 15 日まで
A社で勤務していた夫の兄及び夫の姉(故人)から、夫も同社で運転手として勤務していたと聞いたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、商業・法人登記簿謄本によると、昭和 50 年 10 月 8 日に解散していることが確認できるほか、厚生年金保険適用事業所名簿によると、同年 10 月 31 日に同保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者が、当該事業所で勤務していたとする訂正請求記録の対象者の兄は、訂正請求記録の対象者と一緒に勤務していた期間は昭和 29 年頃から 2 年又は 3 年程度であり、勤務地は現在のB町字C町である旨陳述しているところ、当該事業所

に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、訂正請求記録の対象者の兄の被保険者資格取得日は昭和 34 年 11 月 10 日であり、訂正請求記録の対象者と一緒に勤務していたとする時期の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、請求者が名前を挙げた訂正請求記録の対象者の姉については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿、並びに現在の B 町字 C 町の周辺にあった当該事業所の D 製材所及び E 製材所に係る被保険者名簿により、請求期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 42 人に照会し、回答を得られた 26 人のうち 8 人が訂正請求記録の対象者を記憶しているところ、このうち一人は、「訂正請求記録の対象者は、当該事業所に雇われていた社員ではないと思う。」と陳述しており、他の一人は、「訂正請求記録の対象者は、トラックで D 町近隣の木材を運搬していたが、当該事業所の社員であるとは思っていなかった。」と陳述している上、他の複数の者も訂正請求記録の対象者が当該事業所の社員であったかどうか分からないと回答していることから、訂正請求記録の対象者は、当該事業所の社員でなかった状況がうかがえる。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿に訂正請求記録の対象者の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、訂正請求記録の対象者の記録が欠落したものと考える。

なお、訂正請求記録の対象者の兄及び姉について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、請求期間の一部において、訂正請求記録の対象者の父が事業主である F 社の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、同社に係る被保険者名簿を確認したものの、訂正請求記録の対象者の名前は確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500152 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500057 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 48 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社から平成 15 年 4 月に期末手当が支給されたが、当該期末手当に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の同僚二人から提供された請求期間の賞与に係る支払明細書、当該事業所の事務担当者及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、支給日の特定はできないものの、平成 15 年 4 月に賞与の支払を受けたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、「請求期間当時の資料を廃棄していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。」と回答している。

また、請求者は、請求期間の賞与に係る支払明細書を所持しておらず、請求者から提出された請求期間当時の給与振込口座であるとする預金通帳の写し及び平成 15 年分の所得税の確定申告書(控)並びに請求者の住所地を管轄する税務署から提供された平成 15 年分給与所得の源泉徴収票からも、請求期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。